

南あわじ市 賃借料情報

賃借料の目安として、令和5年11月から令和6年10月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）を公表します。

この情報を目安に、土地の広さ、形状、水利等条件を勘案し、当事者間で十分協議した上で、農地の貸借に係る賃借料を決定してください。

事業	区 分	平均額			最高額	最低額	筆数
利用権設定	表裏作	9,800 円	ほ場整備済	10,300 円	22,800円	900 円	778
			ほ場整備未	9,500 円			
	表作のみ	7,800 円	ほ場整備済	7,800 円	13,300円	5,000 円	22
			ほ場整備未	7,700 円			
	裏作のみ	9,900 円	ほ場整備済	10,200 円	16,700円	4,600 円	111
			ほ場整備未	9,700 円			
中間管理	表裏作	10,000 円	ほ場整備済	10,000 円	10,000円	10,000 円	12

1. データ数は、集計に用いた筆数です。
2. 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
3. 物納（米, 玄米ほか）は含みません。
4. 平均額の2.5倍を超える高額なものは除いています。

《参考：その他の契約情報》

区 分	筆 数	備 考
使用貸借等	利用権設定 739	使用貸借（無償）の外、水利費負担、裏作の場合の代掻き負担などを含む。
	中間管理 437	
物納 （米, 玄米）	利用権設定 40	平均(水準)58kg/10a

契約期間

期間中に契約された利用権設定（期間を定めた賃貸借・使用貸借）の平均

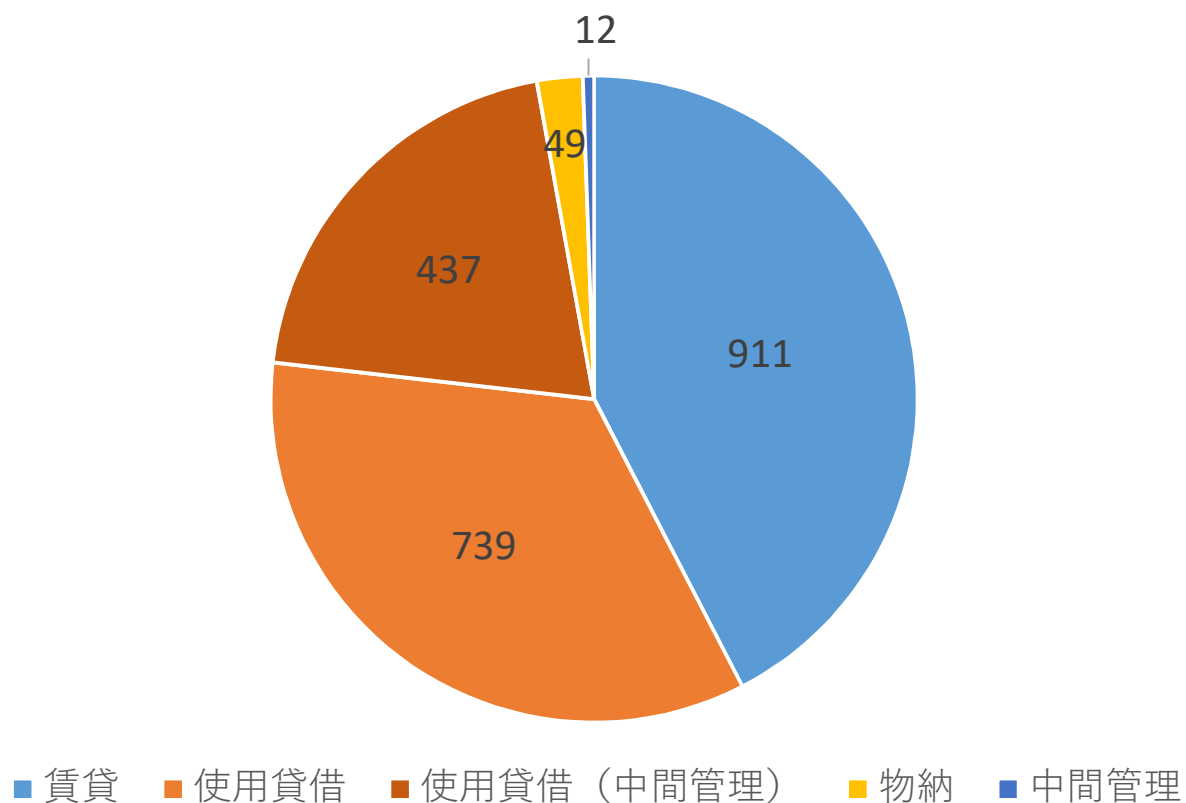
全 件 平 均 設 定 期 間	6 年 4 ヶ月	全ての利用権設定期間の平均。 但し更新の場合の前契約期間は含みません。
	1 6 年 7 ヶ月	中間管理事業の平均。 但し更新の場合の前契約期間は含みません。

問い合わせ先 南あわじ市農業委員会事務局 TEL0799-43-5236

南あわじ市農林振興課 TEL0799-43-5223

利用権設定（2,148筆）

【期間：R5年11月～R6年10月】



賃借権内訳（923筆）

【期間：R5年11月～R6年10月】

